令和６年度 第１回 福岡市地域公共交通会議 協議運賃幹事会

日　時：令和６年５月 20 日（月）地域公共交通会議の終了後～
会　場：エルガーラホール ７階 会議室１

幹　事　会　次　第

１　開　　会

２　議　　題

１）オンデマンド交通社会実験（エリア②）の試験運行について

２）賀茂藤崎線の割引等について

３　閉　　会

令和６年度第１回福岡市地域公共交通会議 協議運賃幹事会 委員等名簿

五十音順

所　　属	氏　　名	備考
福岡市城南区堤丘校区自治協議会 会長	石橋（いしばし）　雄一（ゆういち）	
九州運輸局 福岡運輸支局長	古賀（こが）　秀策（しゅうさく）	
福岡市七区男女共同参画協議会 代表	長田（ながた）　進二郎（しんじろう）	
チョイソコグループ代表　株式会社アイシン	成岡（なりおか）　徹（とおる）	議題１のみ
西日本鉄道株式会社 自動車事業本部 計画部長兼技術部長兼自動車技術主幹	山口（やまぐち）　哲生（てつお）	議題２のみ
福岡市 住宅都市局 都市計画部長	松岡（まつおか）　淳（あつし）	会長

事務局

所　　属	氏　　名	備考
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課長	大石（おおいし）　哲也（てつや）	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 公共交通支援係長	筒井（つつい）　峻平（しゅんぺい）	
福岡市 住宅都市局 都市計画部 交通計画課 生活交通推進担当主査	中村（なかむら）　嘉秀（よしひで）	

令和６年度 第１回 福岡市地域公共交通会議 協議運賃幹事会 座席表

日時：令和６年５月20日（月）地域公共交通会議終了後
会場：エルガーラホール　７階　会議室１

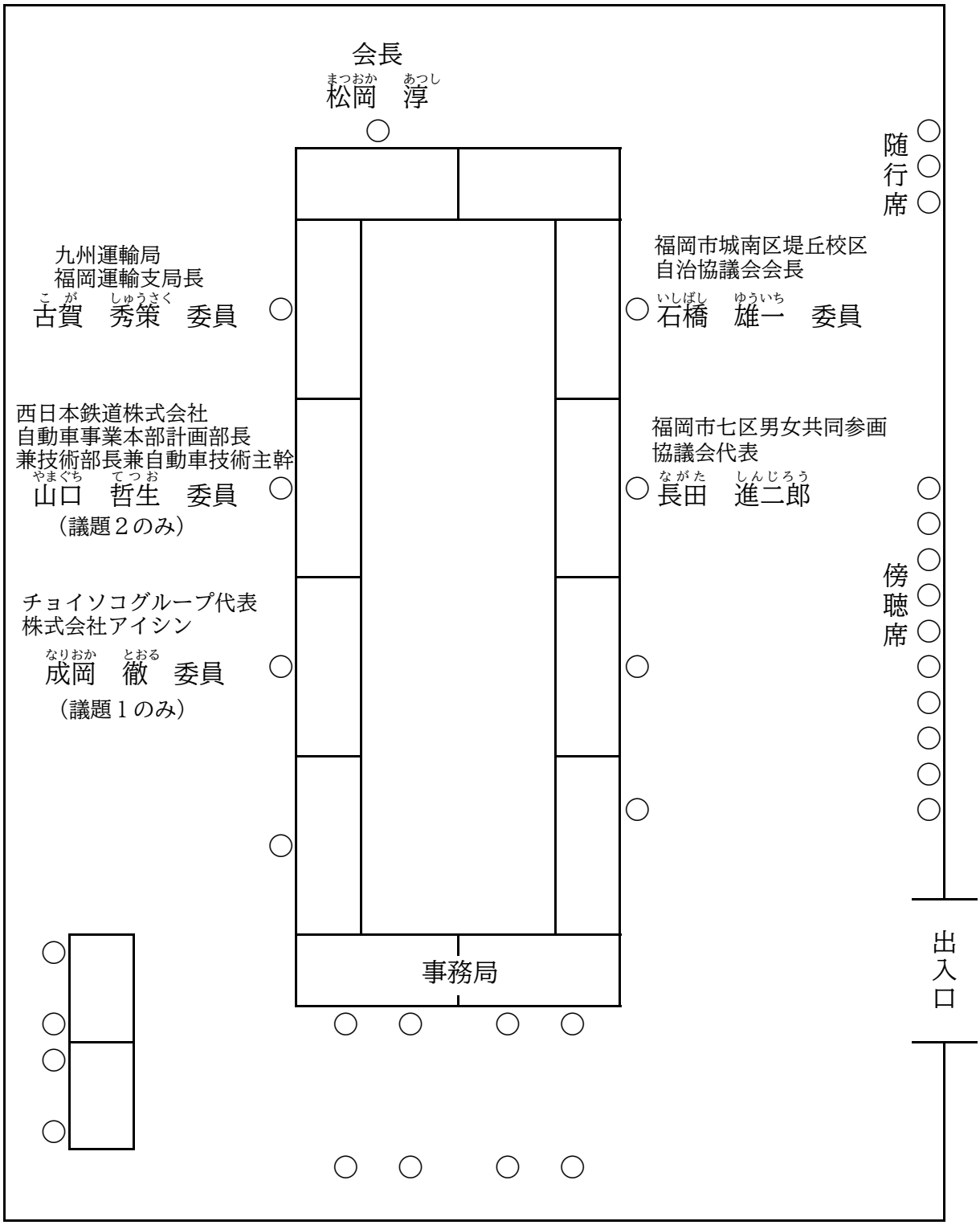

福岡市地域公共交通会議協議運賃幹事会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第９条第４項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、福岡市地域公共交通会議規則（平成22年福岡市規則第135号）第７条第１項の規定に基づき、福岡市地域公共交通会議の幹事会として設置する組織、運営その他必要な事項に関し定めるものである。

（設置及び事業）

第２条　福岡市地域公共交通会議に、同法第９条第４項の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため、協議運賃幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（協議事項）

第３条　幹事会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

（１）同法第９条第４項に定める事項

（２）その他幹事会が必要と認める事項

（組織）

第４条　幹事会は幹事会会長（以下「会長」という。）及び委員をもって組織する。

（会長）

第５条　会長は、住宅都市局都市計画部長をもってこれに充てる。

２　会長は、会務を総理し、幹事会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ氏名する委員が、その職務を代理する。

（幹事会の委員）

第６条　幹事会の委員は、次に掲げる者により構成し、会長が選任する。

（１）当該運賃等を定めようとする一般旅客自動車運送事業者の代表者

（２）福岡運輸支局長

（３）関係住民の意見を代表する者

（委員の代理）

第７条　委員の代理は、これを認めない。ただし、前条（２）に規定する委員にあっては、会長の許可を得て、当該委員が委任する当該機関の職員をもって代理させることができる。

（会議）

第８条　幹事会の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集する。

２　会長は、会議の議長となり、会議を主宰し、議事を進行する。

３　幹事会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　幹事会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
５　議長は、議事について、必要に応じて市の関係職員等に説明及び資料の提出を求めることができる。
６　議長は、会議の秩序を維持するために必要な指示をすることができる。

（傍聴の取扱）
第９条　幹事会は原則公開とし、傍聴することができる。ただし、議長は、必要があると判断したときは、会議に諮って傍聴を認めないとすることができる。
２　傍聴人は、静穏に傍聴する等、傍聴中は議長の指示に従わなければならない。
３　議長は、会議における議事の進行及び秩序維持のために必要があり、かつ、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退室を求めることができる。

（会議録）
第10条　会長は、幹事会の会議録を作成し、住宅都市局にて保管させるものとする。
２　会議録は、幹事会における議事の内容を文書により記録する。
３　会議録は、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第３号）第７条の各号にある非公開情報の部分を除き公開するものとする。

（書面開催）
第11条　会長は、緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することができないと認めるときは、書面により委員の賛否を求め、その結果をもって幹事会の議決に代えることができる。

（報告）
第12条　幹事会は、協議結果について、必要に応じて地域公共交通会議に報告する。

（庶務）
第13条　幹事会の庶務は、住宅都市局都市計画部交通計画課において処理する。

（その他）
第14条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が幹事会に諮って定める。

附　則
この要綱は、令和６年２月26日から施行する。

議題１

オンデマンド交通社会実験
（エリア②）の試験運行について

議題１

オンデマンド交通社会実験（エリア②）の試験運行について

１．趣旨

福岡市オンデマンド交通社会実験については、高齢化の進展等に伴い、公共交通不便地等における生活交通確保が課題となる中、持続可能な生活交通確保に向けた取組みの一つとして取り組むものである。

エリア②･南区については、令和４年度第５回福岡市地域公共交通会議の協議を経て、令和５年１月 31 日より運行を開始しており、持続可能な生活交通確保の仕組みづくりに向け、利便性向上を図るため、駅付近の停留所追加について、本会議に諮るもの。

２．運行計画案

（１）交通事業者　㈱アイシン、第一交通産業㈱、福岡第一交通㈱　※福岡第一交通㈱が運行

（２）運行の態様　区域運行（道路運送法施行規則第３条の３）

（３）営業の区域　南区エリア

老司・鶴田・弥永西・弥永・曰佐校区

（老司 1～5 丁目､野多目 4･6 丁目､鶴田 1～4 丁目､柏原 1～2 丁目、警弥郷 1～3 丁目､弥永 1～5 丁目、曰佐 1～5 丁目､柳瀬 1～2 丁目、弥永団地、的場 1～2 丁目、横手 3 丁目）

その他

（野多目 2～4 丁目､横手南町､屋形原 3 丁目､向新町 2 丁目、那珂川市片縄北 4･6～7 丁目､片縄東 1 丁目、春日市須玖北 1～9 丁目、春日市須玖南 1～7 丁目）

（４）運行の区域

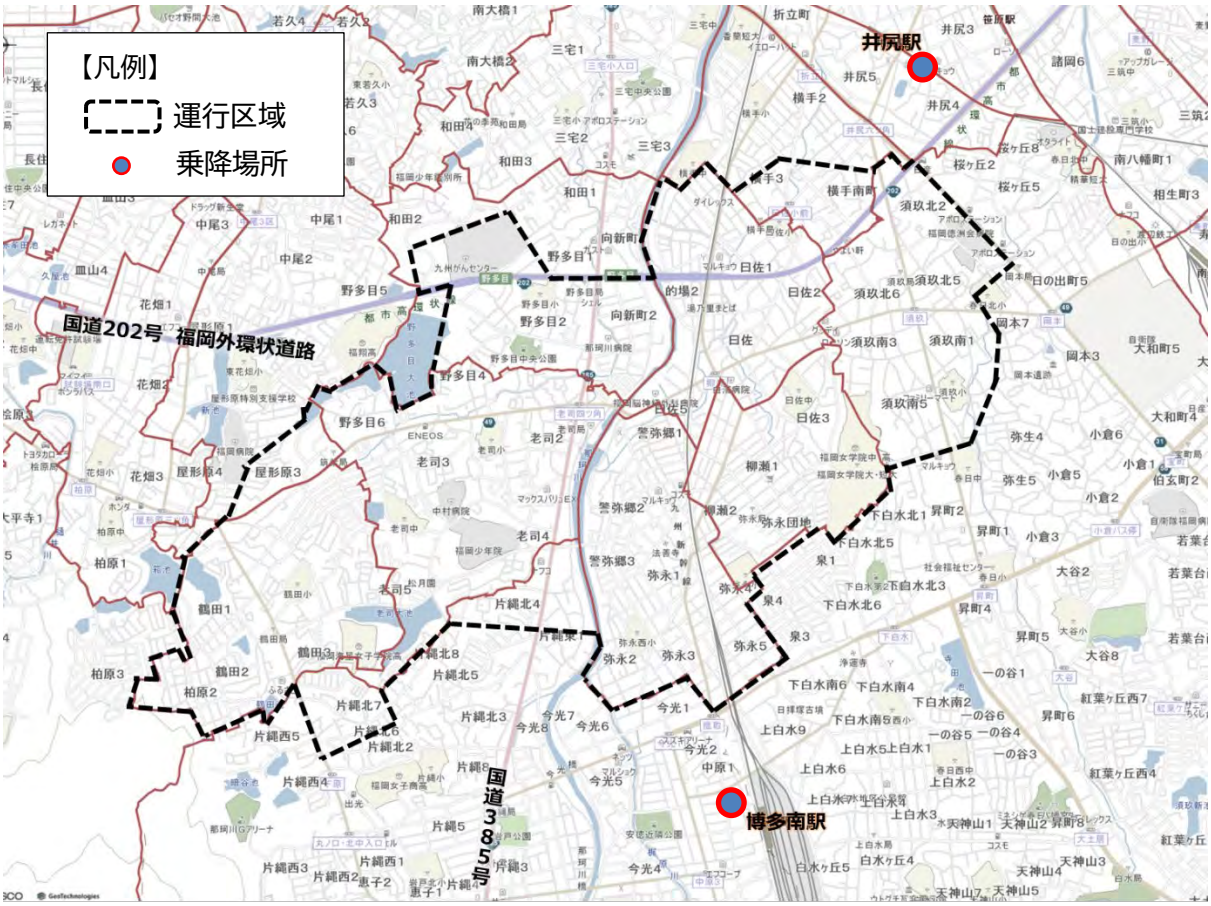

（5）運行形態

予約のあるミーティングポイント・乗降場所（停留所）間を効率的に運行

（6）運行経路

予約に基づきシステムが自動生成した経路を運行

（7）ミーティングポイント及び乗降場所〈停留所〉　※今回変更箇所

〇南区エリア（ミーティングポイント：103 箇所(R6.5.1 時点)）【詳細別紙】

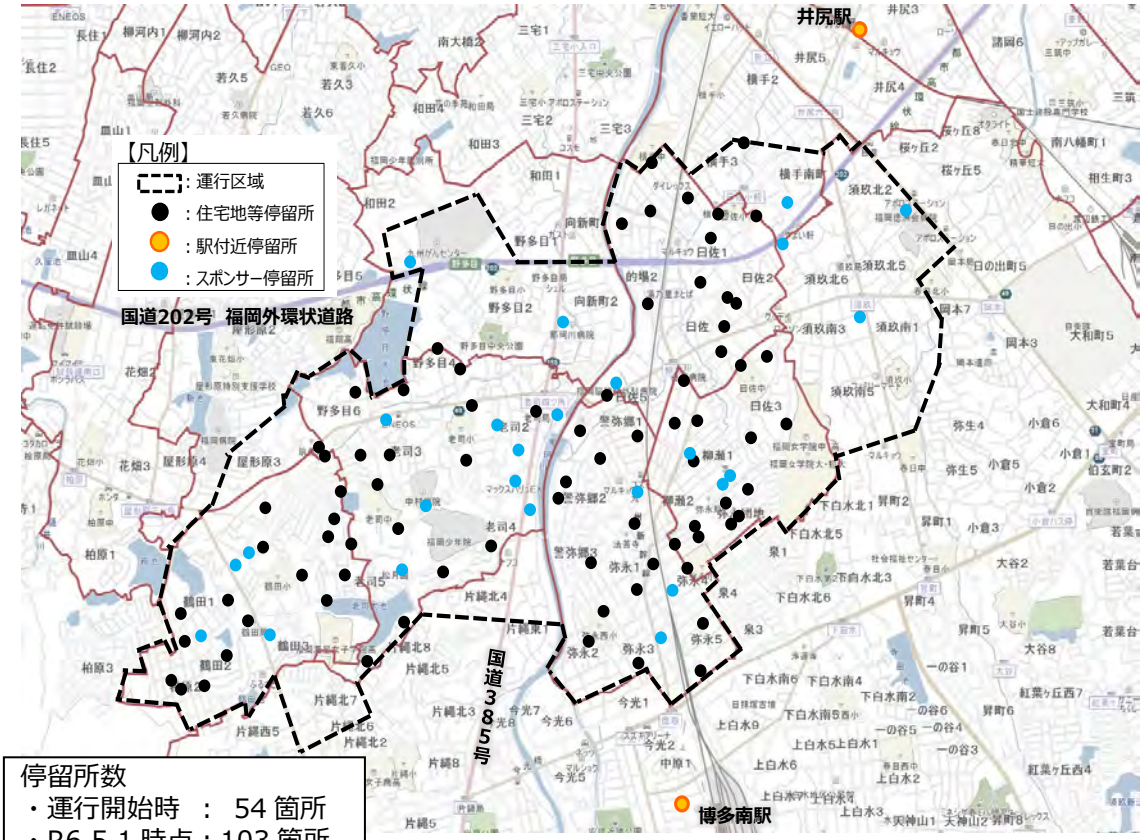

停留所数
・運行開始時　：　54 箇所
・R6.5.1 時点：103 箇所

※ミーティングポイント（停留所）については、協議により一部変更となる可能性がある。
設置にあたっては、事業者等にて関係者と協議のうえ決定・設置し、結果を本会議に報告する。

（ミーティングポイント(停留所)のイメージ）

（標示のイメージ）

○南区エリア外（乗降場所：２か所予定）

（井尻駅付近）

（博多南駅付近）

○利用種別

・南区エリア　⇔　南区エリア　：利用可　（○）
・南区エリア　⇔　南区エリア外　：利用可　（○）
・南区エリア外　⇔　南区エリア外　：利用不可（×）　※井尻駅⇔博多南駅は利用不可

（９）運行車両

使用車両：小型車両（乗車定員４名　※運転手除く）１台
営業所に常用１台、予備１台を配備
※折りたたみ式車いすでの乗車可
※他の旅客運送事業の車両を併用
※利用者が一般タクシーと区別できるよう車体にサービス名称を明示

（10）運行曜日及び運行時間　※今回変更箇所

運 行 曜 日：月曜日～金曜日(運休：土曜日・日曜日・祝日・12/29～1/3)
運行時間帯：8:00～18:00
※うち１時間は２回に分けてドライバー休憩時間
※乗降場所（井尻駅付近・博多南駅付近）について、
8:00～9:00、17:00～18:00 の時間帯は利用不可
運 行 間 隔：ミーティングポイント（停留所）⇒ミーティングポイント（停留所）を１便と仮定し、１時間当たり１便～４便（想定）

(11) 乗車受付方法

乗車受付方法：電話(専用コールセンター)若しくはインターネットで受付。

電話予約受付　　：8：00～17:30

インターネット予約受付：24 時間

予約可能期間:乗車希望日の 1 週間前～20 分前まで

（インターネット予約イメージ）

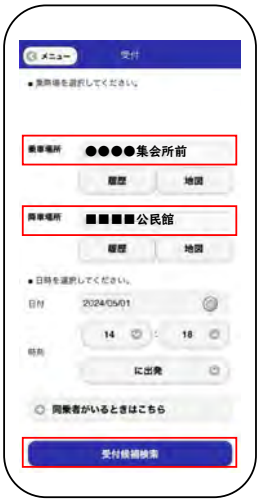

乗車場所、降車場所、希望の日時を選択し、
「受付候補検索」をクリック
→ 希望時間前後の候補が数案提示される

※ 対象の停留所を入力すると、「乗降場所」と「降車場所」に表示される。
（エリアを跨いでの移動は不可。）

(12) 運賃　※今回変更箇所

種類		額および適用方法	
		南エリア内	南エリア内 ～ 井尻駅・博多南駅付近
運賃	大人 12 歳以上（中学生以上）	300 円	400 円
	小児 6 歳以上 12 歳未満（小学生）	150 円	200 円
	幼児（未就学児） 1 歳以上 6 歳未満	無料 単独乗車は不可	無料 単独乗車は不可
	障がい者	150 円	200 円
決済手段	現金	乗車時	乗車時
	交通系 IC カード・iD	乗車時	乗車時
	クレジットカード	インターネット予約時	インターネット予約時

※R5n 高齢者乗車券･福祉乗車券から｢チョイソコ乗車券｣(紙券)が選択可

(13) 割引等

割引の種類	概要	対象	割引額	適用時期
初回利用特典	会員登録時に1回、無料乗車券を発行	令和5年3月31日までに会員登録した方	2乗車分 （600円分相当） ※往復利用を想定	サービス開始時から令和5年5月31日まで ※終了

※その他、割引等の種類・対象・額・時期については、事業者にて関係者と協議のうえ、必要な手続きを行い実施し、結果を本会議に報告する。

（14）市負担金

試験運行に必要となる経費（収支差額）は、市と交通事業者で締結する協定書に基づき市が負担する（上限あり）

（15）運行期間

令和５年１月３１日から令和７年１月３０日まで（２期目）

（16）地域との協議状況

地域、交通事業者、行政で構成される「エリア②（老司・鶴田・弥永西・弥永・曰佐校区）におけるオンデマンド交通社会実験 運行協議会」にて、運行計画案について、合意が図られている。

３．議決事項

オンデマンド交通社会実験（エリア②南区）について、今回の運行計画案に基づき、試験運行を実施するもの。

【届出内容】

① 区 域 設 定：南区エリア（老司・鶴田・弥永西・弥永・曰佐校区）

（老司 1～5 丁目、野多目 4･6 丁目、鶴田 1～4 丁目、柏原 1～2 丁目、
警弥郷 1～3 丁目、弥永 1～5 丁目、曰佐 1～5 丁目、柳瀬 1～2 丁目、
弥永団地、的場 1～2 丁目、横手 3 丁目）

その他

（野多目 2～4 丁目、横手南町、屋形原 3 丁目、向新町 2 丁目、
那珂川市片縄北 4･6～7 丁目、片縄東 1 丁目、
春日市須玖北 1～9 丁目、春日市須玖南 1～7 丁目）

乗降場所

井尻駅付近（井尻３丁目）、博多南駅付近（那珂川市中原２）

② 運 賃 申 請：届出運賃（協議運賃幹事会での協議事項）

③ 処理期間の短縮

【参考】議決に基づく特例措置（地域公共交通会議による手続きの弾力化や簡素化の特例措置）
〇道路運送法上の手続き
【議決が必要な項目】①区域設定（区域運行の実施に係る弾力化）
→協議を調えることにより、隣接する複数の地区を営業区域とすることが可能。
【議決が必要な項目】②運賃申請（運賃・料金の設定、変更に係る手続きの簡素化）
→協議を調えることにより、運賃申請を当該運賃にて届出とすることが可能。
※協議運賃幹事会での協議事項
【議決が必要な項目】③処理期間の短縮
→協議を調えることにより、認可申請の標準処理期間を２ヶ月間から１ケ月間に短縮することが可能。

【ミーティングポイント（停留所）詳細】

別紙

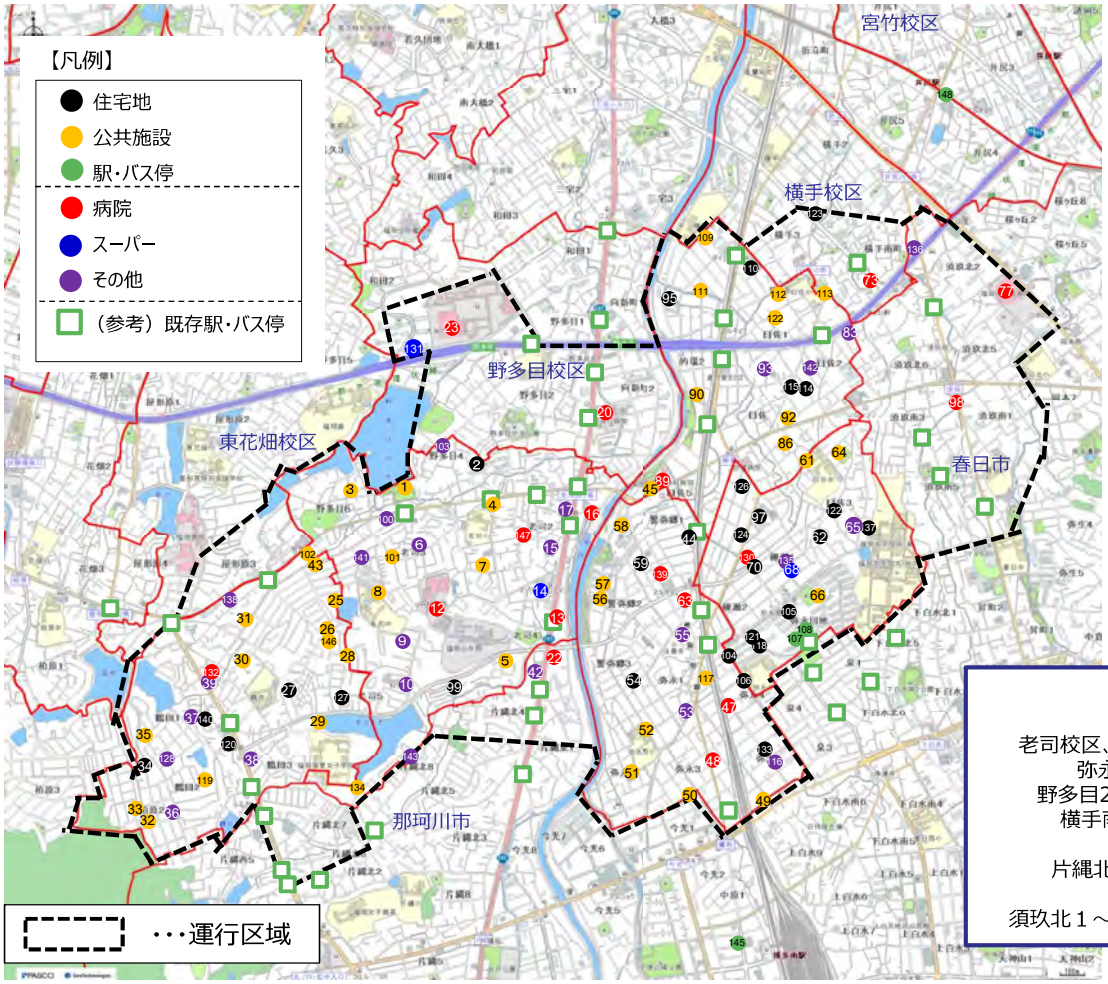

【5/1時点】

※各所協議中

※設置済含む

運行区域

老司校区、鶴田校区、弥永西校区、
弥永校区、曰佐校区、
野多目2～4丁目、横手3丁目、
横手南町、屋形原3丁目、
向新町2丁目、
片縄北4丁目・6～7丁目、
片縄東1丁目、
須玖北１～９丁目、須玖南1～7丁目

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ①】

＜老司＞

【5/1時点】

※各所協議中

※設置済含む

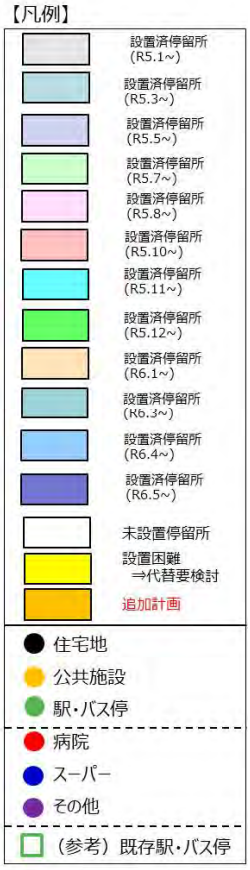

※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第設置予定

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ②】

＜鶴田＞

※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第設置予定

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ③】

＜弥永西＞

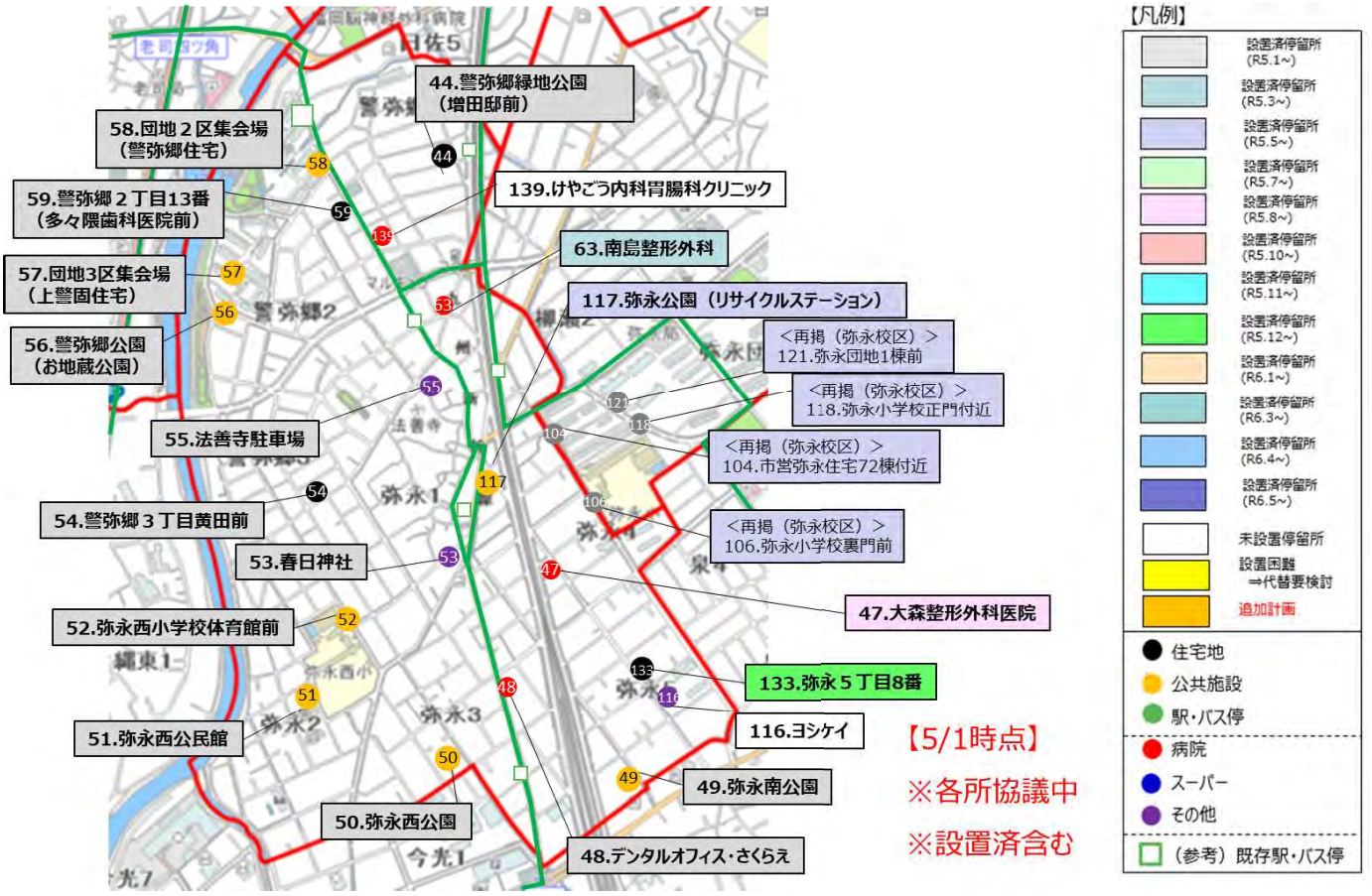

※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第設置予定

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ④】

＜弥永＞

※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第設置予定

【ミーティングポイント（停留所）詳細 ⑤】

＜日佐　外＞

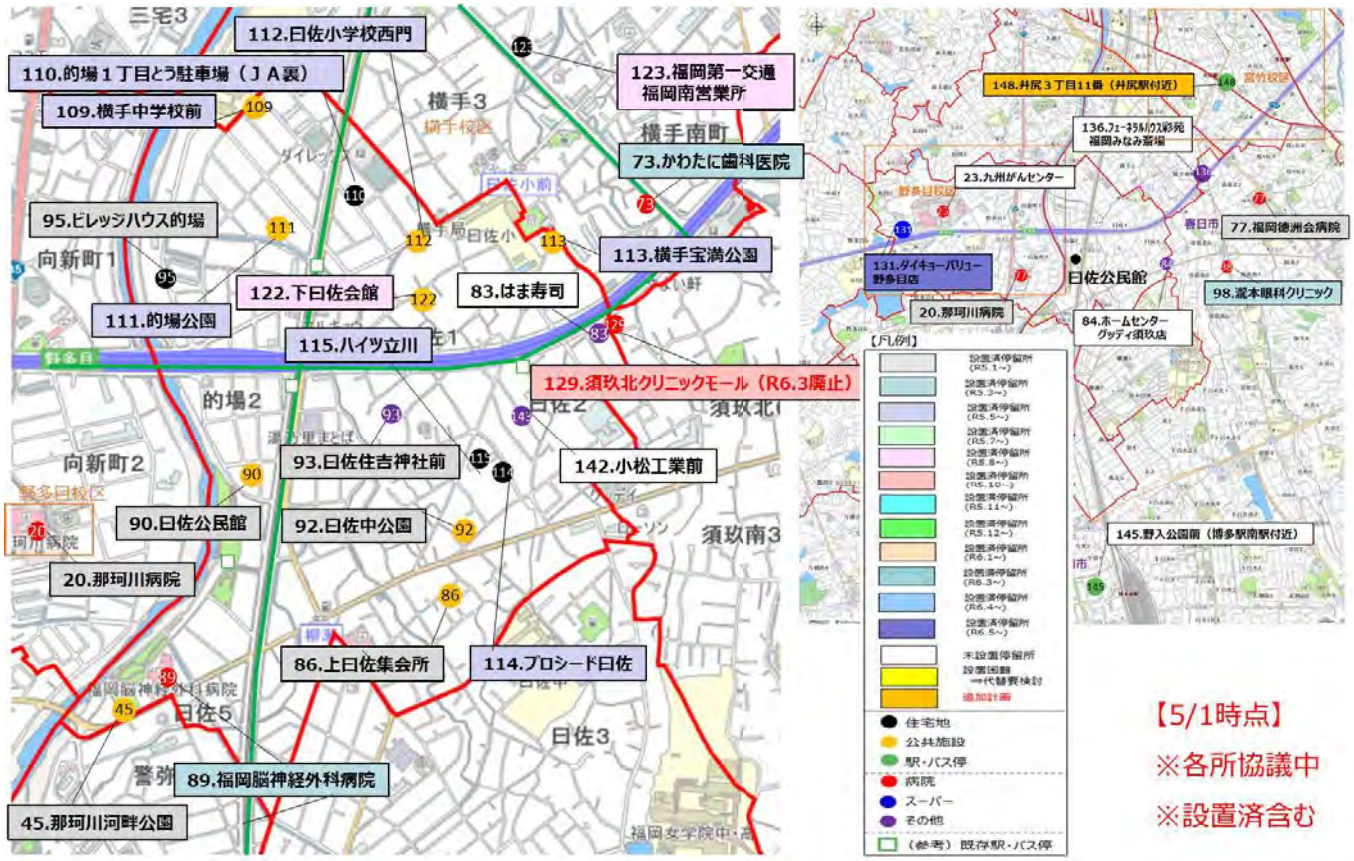

※ミーティングポイント（停留所）については、事業者等にて関係者と協議が整い次第設置予定

議題２

賀茂藤崎線の割引等について

賀茂藤崎線の割引等について

１．趣旨

賀茂藤崎線については、平成 22 年に廃止申し出があり、平成 24 年度第 1 回福岡市地域公共交通会議において議決された協議運賃で運行されており、地域等と利用促進を行うなど、路線維持に取り組んでいる。

令和３年 12 月に西日本鉄道(株)において、バス利用促進のため、「子ども 50 円バス」施策を西鉄グループが運行する全地域で行うことから、賀茂藤崎線においても、令和３年度第３回福岡市地域公共交通会議の議決を経て、同施策が実施されている。

今後、西日本鉄道(株)が実施する「子ども 50 円バス」等の割引施策に準じて、賀茂藤崎線で同様の割引施策が随時実施できるよう、協議運賃幹事会に諮るもの。

２．賀茂藤崎線の概要

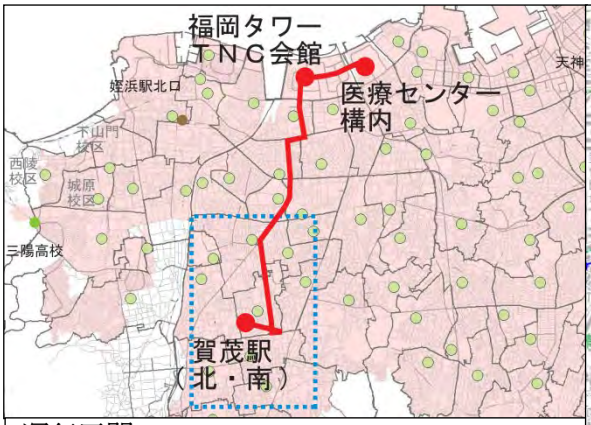

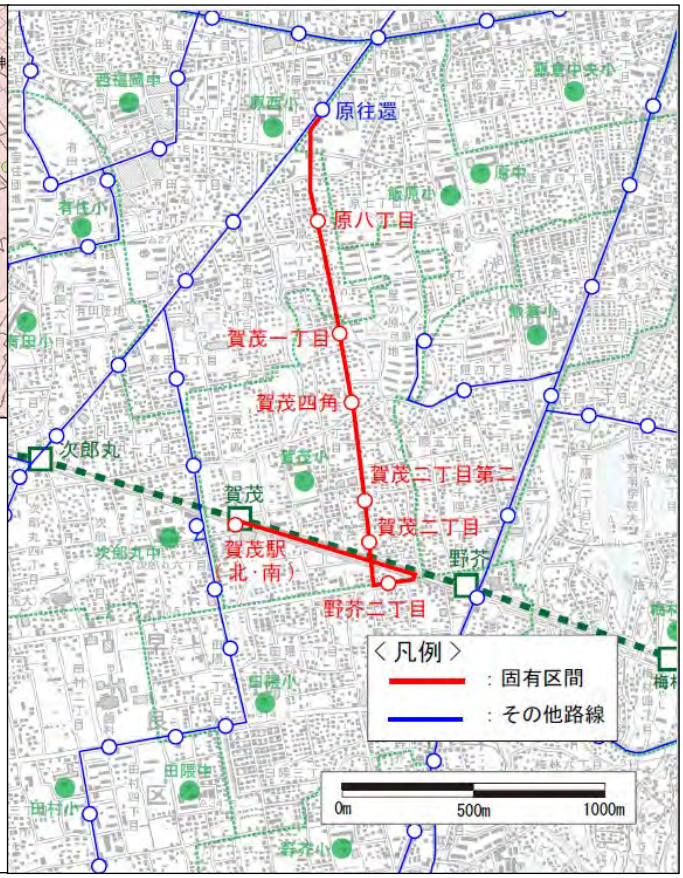

運行区間
　平日　：賀茂駅～医療センター構内
　　（約 8.0ｋｍ）
　土曜　：賀茂駅～福岡タワーTNC 会館
　　（約 7.0ｋｍ）
　固有区間：賀茂駅～原往還　（約 2.8ｋｍ）

運行本数　※上り：藤崎方面
　平日　：18 本(上り 8、下り 10)
　土曜　：18 本(9 往復)

関連校区
　賀茂、飯原、原西、田隈

３．割引等（実績）

割引の種類	適用時期	概要
小児運賃50円	令和５年４月29日～５月７日	小学生の小児運賃50円（１乗車） ※現　金:50円を支払 ニモカ:50円との差額分を後日ポイントバック （ﾆﾓｶ以外は対象外）
	令和５年７月22日～８月27日	
	令和５年12月23日 ～令和６年１月８日	
	令和６年３月23日～４月７日	
	土曜・日曜・祝日（令和６年度以降）	
小児運賃無料	令和５年９月16日～18日	小学生の小児運賃無料
	※賀茂藤崎線は日祝運行していないため、実施は9月16日（土）のみ	

※賀茂藤崎線を含む、西鉄グループが運行する全地域の西鉄バスにおいて実施（一部対象外路線あり）

４．住民等の意見を反映させるために必要な措置

沿線校区（賀茂）に説明し、実施してほしい旨の意見があった。

５．議決事項

運賃申請：届出運賃（割引等）

※以後、賀茂藤崎線の割引等は西日本鉄道(株)が実施する割引施策に準じて実施する。

【参考】道路運送法第９条第４項（抜粋）

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議が調つたときは、当該協議が調つた事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

【参考】運賃

賀茂藤崎線の大人（12 歳以上（中学生以上））運賃表は下表のとおり

小児運賃（６歳以上 12 歳未満（小学生））半額

※主要停留所の運賃のみ記載

※５円の端数は 10 円単位に切り上げ

：固有区間

※固有区間で乗降した場合が協議運賃

	原往還	原	弥生二丁目	早良口	藤崎	もも浜	福岡タワー南口	医師会館・SRP前	九州医療センター
原八丁目	260	260	260	260	260	320	320	320	400
賀茂一丁目	260	260	260	260	260	320	320	320	400
賀茂二丁目	260	260	260	260	290	320	320	420	420	420	500
賀茂駅北	260	260	260	260	260	290	320	320	420	420	420	500
賀茂駅南	260	260	260	260	260	260	290	320	320	420	420	420	500
野芥二丁目	260	260	260	260	260	260	260	290	320	320	420	420	420	500
賀茂二丁目	260	260	260	260	260	260	260	260	290	320	320	420	420	420	500
賀茂一丁目	260	260	260	260	260	260	260	260	260	290	320	320	420	420	420	500
原八丁目	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260	290	320	320	420	420	420	500